

令和3年9月22日 住民監査請求陳述原稿

今回の住民監査請求は対象年度が違っただけで令和元年6月10日付請求とほぼ同じ内容です。違っところは

①同じことが起きないように監査委員の要望をふまえて要綱が改正された後に発生していること

②前回の棄却を満足とせず私が住民訴訟を起こしたところ（証拠1）

i 県代理人は、反論もできず、裁判所の求める資料の提出ができなかった。

ii 上記のため弁論が一度もおこなわれなかった。

iii 裁判所の仲介で、県側が非を認め原告要請の取下げ料を大志連区・富士連区に請求し大志連区14万円、富士連区から11万円合計25万円が県に返還された（証拠2）。県が同じことが起こらない要綱改正を平成31年4月1日施行で行った（証拠3）ことで県に対する7連区の訴訟を取下げたこと（証拠4）。

（前回訴訟進行中の主な内容は別紙参考資料1のとおりです。）

要綱改正により主に変わったこと

i 現金出納簿（帳簿）と各民生委員協議会の事業活動記録、事業活動報告書等活動の分かるもの（視察内容の分かるもの（行程表）等については必須）が提出されるようになったこと

ii 経由機関（一宮市）の役割を明確にするため「適正な申請書および実績報告書である確認の上県福祉相談センターに対し書類に副申を添付し提出することになったこと

iii 各福祉相談センターは、「新たに定める実績報告の添付書類での確認に加え、補助事業者に対する現地調査による書類確認等を実施すること

〔前回、訴訟、今回の状況は下記表のとおりで要綱改正後の令和元年度以降ほとんど改善されていない。〕

題目 前回 訴訟 今回

架空請求・品名変更。宿泊研修 あり 対象経費に認めず あり

総経費と財源内訳記入 なし及び間違い有 なし及び間違い有

支払金額内容が分かる 殆どが分からない 領収書提出せず 殆どが分からない

現金出納帳 なし 大志以外提出せず あり（内容チェック無）

事業活動記録、行程表（必 なし あり（内容チェック無）

現地調査 行わず 行った（効果無）

市が副申添付 市長経由で提出 課長が副申添付（効果無）

交付となる経費 3項目 8項目

要綱 あり 要綱改正を提案 5項目改善されたものあり

太字は要綱改正により新規に要綱に記載された分

なぜ不正請求が改善されなかったのか

県市職員が補助金等交付規則等を守らず提出された資料等を活用していないためです。（活用できない資料もある）

尚、住民監査請求後の調査によれば、大和町連区において、新たに提出されるようになった事業活動記録と現金出納帳から判断すると令和元年度は民児協会議時支払額が一人当たり1,000円で在ったものを8回の内5回2,000円に増額して支払っていること（令和2年度は5回とも1,000円に戻っている）、会長活動費が年6万円支払われていること、令和2年度は新たに役員連絡費が45,000円支払われていること等、他連区で見られない支出が目立つ。（証拠5）又、令和2年度は市職員による研修が5回も行われていた。

①視察研修借上げバス代等について

添付行程表等（資料5）からみればほとんどすべてが慰安観光旅行を研修旅行にするための姑息な手段であること、前回の訴訟において県・裁判所も認め取り下げ料の計算で対象外として計算されていることから判断すれば当然県対象経費外である。

訴訟状況は下記表のとおりで、最終的には裁判所に2連区の判断を仰いだ。

【番号2：証拠6 番号3：証拠7 番号4・5：証拠8】

①結果等経緯は下記表のとおりで訴状取下料25万円が県に返還された。

番号	項目	年月日	連区数	県支払額	支出額	返還請求額	返還額
1	当初註	1.9.6	23	10,566,913	（請求人が考える）		（県へ）
2	訂正申立書	1.10.11	7	7	3,611,068		
3	裁判継続	2.10.15	2	2	710,016	218,820	491,196
						250,000	
4	大志連区	上記内訳	1	1	316,772	43,120	273,652
						140,000	
5	富士連区	上記内訳	1	1	393,244	175,700	217,544
						110,000	

註：当初の県支払い額は木曾川連区27年度34,866円、28年度32,301円差し引き後金額

②視察研修借上げバス代等以外について

①前に行った7連区訴訟で裁判所の要請（証拠9）にもかかわらず、7連区とも領収書は提出されなかった。現金出納帳も大志連区を除く6連区は提出されなかった。大志・富士連区を除く21連区の調査も県市は行っていない。県が訴訟取り下げ料を返還請求した大志連区、富士連区は大分よくなりましたが、一宮市民生児童委員協議会連絡会長の和町連区へのひどさは従来以上であり一番ひどいと思います。次いで西成連区もひどいですこの2連区については交通費の問題もあります。和町連区の場合令和2年度交通費が814,674円使用されている。そのうち香典、退職者慰労金積立等不適当と思われるも金額253,714円差し引いても23連区合計763,050円の7割以上である。各民生委員には交通費も含め実費弁償費が支払われており交通費の使用実態をチェックする必要がある（別紙1）

前回訴訟を取り下げたのは、問題がないとして取り下げたものではありません。まずは各連区に不正のあることを認めおなじことが2度と起こらない要綱を作成し、原告が確実な証拠として争った2連区について証拠を県代理人が認め裁判所も実質的に認め2連区について取り下げ料を県が大志連区・富士連区に請求し連区が応じたから取り下げたのである。県は裁判所の請求に答えられなかった他連区5連区及び問題があり当初訴訟を起こしたが手数料の関係で訴訟しなかった16連区について、当然調査し、全体的・個別的に対策を立てる必要があった。しかし行われなかったため一度も改善されることなく同じ問題が起きた。(前回のひどさは、裁判所が不十分として正式に受理しなかった(証拠8)の表を見ていただければ理解していただけたと思います。)

②要綱改定後の令和元年度・令和2年度について一番ひどいと思う大和町連区の例で以下に説明いたします。

i 平成25年度～平成29年度まではすべて収支赤字であるのに繰越金があることになっており出鱈目である。詳細は参考資料別紙3に記載しました。

ii 大和町連区太田会長には、一宮市民生児童委員協議会連絡会長分も含め県監査委員には実費弁償費で2回調査をしていただいております。県交付金の時は残念ながら調査の対象から外れました。2回の調査から思うことは裏付けのない場当たりの言い訳にしか思えません。県監査委員の調査には限界があることはもちろん承知しております。しかしこのことも踏まえ十分な調査をお願いします。

㊦令和元年度(証拠5)(添付資料 1 実績報告書)

①収支計算書の期間：民生委員活動状況集計表は平成31年4月～令和2年3月となっているが、令和元年度収支計算書に添付された現金出納帳は平成31年度2月25日から令和元年11月27日記帳分(差引金額784,919円)まで記載したものしか添付されていない。

②平成31年度繰越金が1,626,399円の根拠が不明である。

③民生委員協議会活動計画所要額調に「協議会ごとの開催に要する総経費とその支出のうちわけを記入することになっているが総経費が記入してあるとは思えない。県交付金以外を使用するときには財源内訳を備考欄に記入することになっている(証拠10)が、計画では市交付金・会費となっているが、実際は大和支会助成金を使用した。

④各单位ごとの収支状況について、会議・行事名、支払日、支払金額の内容(お茶代〇〇〇円×〇〇人等が分かるものとしてください。)(証拠11)が守られていない。

⑤各民生委員個人に支払われている。実費弁償費をほぼ全額民生委員協議会で管理しているが実態は不明である。

⑥平成30年11月27日愛知県尾張福祉相談センター長は関係市町長宛に題名「平成30年度民生委員協議会交付金について(依頼)」[別紙記入上の注意]2 支出について協議会内の「複数の事業に充当している場合には、適切な基準をもって経費を按分して計上してください。」と通知(別紙12-1)。平成31年2月28日には、更に経費を按分したケースにおいて、その内訳等を事務担当者の方の資料としておもちいただくようお願いします。」と依頼しているが守られていない(別紙12-2)。

⑦最後のページの終わりに「出納帳の原本と相違ありません」 一宮市大和町民生委員協議会会長太田一弘と自筆で署名しているが署名日は記載されていない。しかも伝票記帳日最後は前述のとおり令和元年11月27日になっている。

⑧会長会会計報告（証拠13-1）に会長会費の記載があるが現金出納帳には記載がない。

⑨住民監査提出後民生委員協議会活動状況集計表と現金出納帳で交通費・食糧費のチェックをしたところ不明瞭な経費が払われていることが判明しました。

⑩令和元年度市職員を講師とした会議が5回あり多い。

⑪令和元年6月13日41名参加で行われている。6月13日昼食代800円、6月12日昼食代1,250円が発生している。会議との関係は不明。

⑫9月11日にも9月民協会議が開催され会議費として1人当たり2,000円が支払われている。従来1人当たり1,000円であったものが2,000円になった理由。又、昼食代1,992円が発生した理由。

⑬令和2年度状況（添付資料 1 実績報告書）

①収支計算書の期間：4月前頁差し引き金額1,390,427円から令和3年1月15日まで記載され差し引き金額472,618円となっている。

②令和元年度差引金額784,919円(令和元年度11月27日)から1,390,427円と605,508円差し引き金額が増加しているが明細が添付されていないため内容不明である。

③～⑥については③の「大和支会助成金」が「大和会会費」以外は令和元年度と同様である。

⑦今まで一度もなかったことだが民協会議・勉強会等欠席者の対する前金払い分が8回19名分合計金額19,000円返金となっている。なぜ前金を支払うようになったのか

⑧令和2年度酒井、川崎、鶴飼の3名の監事が新たに令和2年11月29日監事として自筆で署名している。令和元年度までは監事はいなかったのか

⑨平成29年度県交付金で宿泊研修を行った実績あるが、平成30年度～令和2年度県交付金では行われていない。

⑩令和2年7月29日香典5,000円、8月11日淋し見舞1,857円等が現金出納帳で交通費の番号が記帳されている。

⑪令和2年8月11日民協会議が行われ昼食代2,160円が発生しているが、会議との関係不明、他にも同様なものあり。

⑫令和2年11月15日名古屋市公会堂講演会として交通費1,000円、同上交通費往復840円が記載されている、11月17日は県社会福祉大会交通費1,000円、同上交通費往復1,120円が記載されているが内容が不明である。

監査していただきたい内容

① ⑤・⑥については守られていない、従って確認できず交付額は確定できない（確認）

②実費弁償費は民生委員が日ごろの民生委員活動を行うための交通費等に支給されている交付金による交通費とどのように区分されているのか（実費弁償費の使用実態調査）

- ③民生委員協議会活動状況集計表と経費発生の関係及び開催回数複数の場合の人数の確定（支払いに対する裏付調査）
- ④記帳日が相当日数経過後のものが散見されるがなぜか（伝票管理状況及び実態の調査）
- ⑤令和2年度県交付金以外の経費を会費12,447円で補ったとされているがどこに会費入帳の記載はされているのか（会費の実態及び管理状況）
- ⑥令和2年12月7日会長会会費6,000円×3（4/22?）と記載されているが各連区で現金出納帳に記載のある連区は6月・10月各6,000円の支払いであり。会長会決算書とも確認が取れない。なぜ4月支払い分が12月7日の記帳になっているのか。（記帳日および金額違いの確認）（別紙2）
- ⑦協議会参加者への支払金額の根拠及び前金払いの理由
- ⑧どのような資料でどのような監査をどれくらいの時間で行ったのか（調査確認）。
- ⑨民生委員協議会活動状況集計表と現金出納帳の対比表を作成したいが、判読できないために一宮市福祉事務所に判読できるものを要請しましたが県への提出資料であり、県から要求がないからと断られました。県がこの表をどのように活用したかの調査もお願いします（別紙3））。
- ⑩現金出納帳には記載以外にも。多々問題点があり銀行通帳を含めすべての調査をお願いしたい。
- ⑪宮西連区の視察研修旅行は一応県対象経費と認めたが、監査委員の見解をぜひお願いいたします。

その他にも下記問題がある。

- ①会長会費が一宮市民生児童協議会代表者の太田会長に支払われているが、領収書が発行されていない。金額も会長会決算報告書と差異がある（証拠13）。
 - ②赤十字共同募金も一宮市民生児童協議会代表者の太田会長に支払われている領収書が発行されていない。後日愛知県共同募金会一宮市募金委員会会長中野正康（一宮市長）から一宮市民生児童委員協議会宛に領収書が発行されているが各連区別金額は不明であり、その他分も含まれている（証拠14）。
 - ③令和3年3月1日向山連区協議会から7,500円預かったと思うが何代なのか、どのように処理されたのか（別紙4-1）
 - ④会長会においてKKRホテル名古屋で宛名入り領収書を依頼して明細書をなくしたのはなぜか（証拠15）
- 前述の通り会社の金（協議会時のお茶を購入している）、大和町民生児童委員協議会の金、個人の金、赤十字共同募金の金等入り混じっており現金出納帳への記載にも相当時間が経過したものがあること等から判断すると管理が正確に行われているとはとても思えない。従って今回問題を解決するためには、まずは大和町連区全体の実態を把握し大和町連区の各民生委員に実態を説明することが必要と考えます。

⑤福祉事務所の決めた通りに動かされていると思われること（証拠16）加えて各連区の町会長会費も令和元年度はばらばらの状況。民生委員協議会・各連区民生委員協議会の調査は絶対に必要であると思います。

上記状況から判断すると民生委員協議会に交付金等を現在の状況で支払うことは民生委員法、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項に違反していること、一宮市には現在民生委員選定基準もないこと、何よりも令和3年度以降中核市になったため、今まで県指導で多少はブレーキがかかっていたものが令和3年度要綱（証拠17-1、17-2）に対する質問に回答できないこと等から判断するとはブレーキが利かなくなっているため民生委員の人が一人でも目覚めることを期待し、民生委員協議会活動の進展を図るため、住民監査請求をいたしました。これで私の陳述は終わりますありがとうございました。